

不動産取得税に関する納税管理人の申告（申請）について

和歌山県内で不動産を取得された海外在住等の方は、県内若しくは国内に住んでいる方を「納税管理人」として定めなければなりません。納税管理人は書類の受け取りから納税までの管理をしていただくこととなります。取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所に申告又は申請してください。

なお、納税管理人の住所地により手続きが異なりますので下表をご参照ください。

また、不動産を取得した場合、不動産の取得の日から60日以内に不動産取得税申告書の提出が必要です。ただし、令和5年4月以降に取得し、登記済の不動産の場合は、不動産取得税申告書の提出は不要です。詳細は下表をご参照ください。

提出書類 (●・・・提出が必要な書類)	住所地が取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所の管轄区域 <u>内</u> 在住者を納税管理人に指定する場合			住所地が取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所の管轄区域 <u>外</u> 在住者を納税管理人に指定する場合		
	令和5年3月以前 に不動産を <u>取得</u>	令和5年4月以降に 取得した不動産が		令和5年3月以前 に不動産を <u>取得</u>	令和5年4月以降に 取得した不動産が	
		登記済	未登記		登記済	未登記
納税管理人 申告書	●	●	●			
納税管理人 申請書				●	●	●
不動産取得 税申告書	●		●	●		●

※納税管理人申告書、納税管理人申請書及び不動産取得税申告書は、和歌山県のホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/entaikin/nouzeikanri.html>) からダウンロードできます。

取得した不動産の所在地	取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所		
	名称	電話番号	所在地
和歌山市 海南市・海草郡	和歌山県税事務所 不動産取得税課	073-441-3400	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 県庁第2南別館2F
岩出市・紀の川市 橋本市・伊都郡	紀北県税事務所 課税課	0736-61-0067	〒649-6223 岩出市高塚209 那賀総合庁舎内
有田市・有田郡 御坊市・日高郡	紀中県税事務所 課税課	0737-64-1260	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 有田総合庁舎内
田辺市・西牟婁郡 新宮市・東牟婁郡	紀南県税事務所 課税課	0739-26-7904	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁総合庁舎内

【不動産取得税とは】

土地や家屋を売買、贈与、交換又は建築などによって取得した方に納めていただく県の税金です。

【納税】

県税事務所から送付される納税通知書で納期限までに納付してください。